

件名

内閣府が関係行政機関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の
一部を改正する件

○金融庁告示第 号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十

六年 内閣府、総務省、法務省、
 外務省、財務省、文部科学省、
 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
 国土交通省、環境省、
 令第一号）第五条第二項の規定に基づき、内閣府が関係行政機

関として所管する金融関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成十六年金融庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p><u>第三条</u> 規則第五条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が</p>	<p><u>第三条</u> 規則第五条第二項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力するときは、光学的文字読取装置を用いて当該書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にフ</p>

、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

イルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。